

官庁施設における雪冷房システム計画指針（平成20年版）【概要】

■目的・概要

省エネルギー対策の推進に資することを目的に、雪冷房システムに関する計画手法、設計手法、効果の評価手法等を定めたものです。

■主な内容

- ・雪冷房システムの導入に当たっての検討事項等について
- ・雪冷房システムの設計等に関する技術的事項について

■主に使用する時期

設計段階、工事段階

■適用方法

<業務委託等を行う際の適用方法>

- ・設計業務、設計意図伝達業務、工事監理業務等の適用基準として、業務委託特記仕様書等に特記します。

<業務実施時の適用方法>

- ・この指針に基づき、雪冷房システムに関する設計を行います。
- ・設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等や、工事監理において、この指針を確認します。

■適用に当たっての留意事項 〔【発】発注者、【設】設計者に対する事項〕

- ・この指針によるほか、建築設備計画基準や建築設備設計基準を併せて適用する必要があります。【発】【設】